

**令和7年度  
あまがさきし地域福祉計画（第4期）  
評価・管理シート（令和6年度決算）  
【案】**

**基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり**



目指す姿	方向	基準値		目標値	実績値						達成率	
				(R8)	R3	R4	R5	R6	R7	R8		
地域活動に参加している市民の割合	↗	R2	15.3 %	28	15.6	14.4	14.4					51.4%

Plan	展開方向	1 福祉学習の推進	目標数値	方向	基準値	目標	実績値						
							R3	R4	R5	R6	R7	R8	
				↗	R2	15	28	16	17	19			
	方向性	(1) 多様な手法による学びの推進											
	取組	<p>「展開方向」ごとに設定した「目標数値」です。</p> <p>①市民が、各指標の目指す方向を矢印で示し、実績値の推移を記載しています。</p> <p>②次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。</p> <p>③身近な地域課題を共有、学習するための ICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。</p>											
	方向性	(2) 学びの情報発信の充実											
	取組	<p>④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。</p> <p>⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。</p>											

①⑤【地区学びと活動推進事業】  
 ・地域課は、地域の多様な主体がつながり、地域課題を共有し解決に向けて学びプラットフォームの運営に取り組んでおり、中央では、より多くの方々の参加を目指し、小学校単位で実施していた協議の場を拡大し、中央北・南生涯学習プラザや中央地区内の公共施設等で行うことにより、多様な地域住民が気軽に参加し、協議できるプラットフォームを「毎月10日は中央おしゃべりデー」としてリニューアルするとともに、参加者からの津波避難の相談をきっかけとして講座の開催等を実施した。また、新たに園田において定期開催のプラットフォーム「そのだではなすのだ」が始まったことで、地域課主催のプラットフォームが全地域に設置された。

②⑤【社会福祉関係団体補助金】  
 ・尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、積極的に他団体と連携した担い手づくり等の講座の開催のほか、SNSでの若い世代への情報発信に努めた。(市社協主催講座等数、延べ参加者数R3:122回/2,206人、R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人)

②③【支え合いの人づくり支援事業】(指標1-1)  
 ・将来の担い手づくりに向け、引き続き、学生等の活動を支援し、新たに高校生と自主防災会が連携した要配慮者の防災訓練やコープ

**Do 成果**

●展開方向の方向性ごとに、令和5年度の主な事業の成果を単年度ベースで記載しています。

●取組の項目ごとに、代表的な事業を1つ掲載しています。  
 (文頭の○付数字は関連する取組の番号を、【 】内は関連する事業名称を示しています。  
 また、展開方向ごとに設定した目標数値と関連する事業には、事業名称の後ろに(指標(基本目標番号) - (展開方向番号))と記載しています。  
 例: ②③【支え合いの人づくり支援事業】(指標1-1)

「基本目標」ごとに設定した「目指す姿」(成果指標)です。各指標の目指す方向を矢印で示し、実績値の推移を記載しています。

施策目標の「達成率」となります。なお、算出式は、次のとおりとなります。  
 「達成率」= 実績値 / 目標値

**Check 課題**

●「Do 成果」に関連する課題を記載しています。

②⑤【社会福祉関係団体補助金】  
 ・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につがっていない。

②③【支え合いの人づくり支援事業】

**Act 今後の取組**

●成果と課題等を踏まえて、令和6年度(今後)に取り組む(もしくは取り組んでいる)内容について、記載しています。

①⑤【地区学びと活動推進事業】  
 ・地域課主催などの様々なプラットフォームにおいて交流が活発になる仕掛け、「あましえあ」や市民意識調査によるエリア分析の活用など、地域活動へ参加する市民を増やすための様々なきっかけづくりを行うことで、引き続き、地域発意の取組が継続して生まれる環境を整えていく。  
 ・テーマ型と地縁型の活動がともに活性化し、これらが協働した取組が生まれるような状況を目指し、まずは、それぞれの活動者をつなげ支援する取組を進める。  
 ・興味・関心を入口とした学びや活動に参加する意義や魅力を伝えるとともに、活動情報や市民活動に有益な支援情報を含めた情報発信のあり方について検討を進める。

②⑤【社会福祉関係団体補助金】  
 ・若い世代に向けてSNSによる定期的な情報発信の活用を検討する。

**委員意見**

●上記に記載した内部(行政)評価(成果や課題等)に対する社会保障審議会地域福祉専門分科会の委員からの意見を記載します。

令和7年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

**基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり**



展開方向	1 福祉学習の推進										
	目標数値	方向	基準値	目標	実績値						達成率
	「支え合いを育む人づくり支援事業」利用グループ数	↗	R2 15	グループ 30	R3 16	R4 17	R5 19	R6 19	R7	R8	
方向性	(1) 多様な手法による学びの推進										
取組	①市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。 ②次の世代の担い手の育成に取り組むため、高校生、大学生等と市民活動団体との協働による、地域課題の解決に向けた体験的な取組の促進を行う。 ③身近な地域課題を共有、学習するための ICTの活用も含め、さまざまな手法による学びや協議の場づくりを進める。										
方向性	(2) 学びの情報発信の充実										
取組	④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。 ⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。										
D O 成果	①②③【支え合いの人づくり支援事業】(指標1-1) ・当事者団体や支援団体等の多様な主体と連携し、様々な世代に向けて地域共生社会をテーマに講演会を実施し、参加者から地域づくりの大切さの理解が得られた。 ・将来の担い手づくりに向けた、学生等への活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子を対象とした防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。 ・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。それにより、学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。										
	④【学社連携推進事業】 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。 ・令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。										

目指す姿	方向	基準値	目標値 (R8)	実績値						達成率
				R3	R4	R5	R6	R7	R8	
地域活動に参加している市民の割合	↗	R2 15.3 %	28	15.6	14.4	14.4	16.6			59.3%

Check 課題	①②③【支え合いの人づくり支援事業】 ・多くの市民が地域課題を把握し、我が事として行動してもらえるよう福祉学習を各地区で展開する必要がある。 ・見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。  ①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・テーマ型の活動が増えつつある中、地縁型の活動者が減少している状況が継続しており、テーマ型の活動者を地縁型の活動につなげ、支援する取組がより一層必要である。 ・エリア分析の活用は、市民活動の参加者を増やすきっかけづくりに効果的であり、より効率的・効果的な分析手法の導入などに取り組むとともに、地域課題で好事例を共有するなど横展開を行う必要がある。 ・まちに対する興味や関心はあるが、活動に結び付いていない市民に対して、参加意欲を高めるような情報や、実施主体を問わずまちじゅうで開催される学びの場の情報を届ける手法を構築する必要がある。  ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につなげていない。  ④【学社連携推進事業】 ・小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。 ・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。										
	A c t 今後の取組	①②③【支え合いの人づくり支援事業】 ・引き続き、地域振興センターや市社協、地域の様々な団体と連携し地域住民が自分の暮らす地域の福祉活動に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりに取り組む。 ・地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。  ①⑤【地区学びと活動推進事業】 ・課題となっている地縁型の活動の活性化に向け単位福祉協会の加入促進へつなげる取組を行うとともに、防災をはじめとした全市民的な課題や地域特性に応じた課題それぞれをテーマとした取組を推進することで、引き続き、テーマ型と地縁型の活動が協働した取組の生まれる状況を目指す。 ・まちじゅうで実施主体を問わず展開されている幅広い学びと活動に関わる情報について、市ホームページ等で一元化して発信するなど工夫を行うことで、身近なテーマや課題意識に関連する取組への参加をきっかけにした、地域活動への参加者のすそ野を広げる。  ②⑤【社会福祉関係団体補助金】 ・地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気づき、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。  ④【学社連携推進事業】 ・令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。 ・地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組む、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。									
委員意見											

令和7年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本目標1 「ささえあい」を育む人づくり



Plan	展開方向	2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援	目標数値		方向	基準値	目標	実績値					
		ささえあい地域活動センター「むすぶ」とボランティアセンターにおける地域福祉活動へのマッチング数		↗	R2 176 件	360	315	348	592	554			
	方向性	(1) マッチングの推進											
	取組	<p>①地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。</p> <p>②学生等が地域活動に参加しやすい環境づくりに向けて、引き続き、高校生・大学生等の活動経費を支援するとともに、市社協や各地域振興センターとも連携し、協働の相手方となる市民活動団体の紹介等を行う。</p> <p>③市社協への支援を通じて、既存の活動団体における活動者やささえあい地域活動センター「むすぶ」登録者に対し、地域で必要とされている具体的な地域福祉活動を提示することで、更なるマッチングを推進する。</p>											
Do 成果	方向性	(2) 地域福祉活動情報の提供の充実											
	取組	<p>④地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)</p> <p>⑤さまざまな媒体を活用し、福祉に関する研修・講座や地域活動等に関する情報発信を進める。(再掲)</p>											
Check 課題	取組	<p>①⑤【地域資源情報公開システム事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯・学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。</li> <li>「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。</li> <li>掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。</li> </ul> <p>②④【支え合いの人づくり支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>将来の担い手づくりに向けた、学生等への活動支援により、新たに子ども食堂での活動や親子を対象とした防災クッキングなど、12校19グループの学生等による市民活動団体と協働した地域貢献活動が行われた。</li> <li>関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。それにより、学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。</li> </ul> <p>③【地域福祉推進事業】(指標1-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。</li> </ul> <p>④【学社連携推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。</li> <li>令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。</li> </ul> <p>⑤【社会福祉関係団体補助金】(指標1-2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>尼崎市社会福祉協議会(市社協)ボランティアセンター等では、SNSを活用して、イベント情報やボランティア活動の動画などの発信に取り組んだほか、他団体と連携して担い手づくり等の講座を開催した。(市社協主催講座等数/延べ参加者数 R4:115回/3,063人、R5:141回/4,379人、R6:151回/4,397人)</li> </ul>											
	取組	<p>①⑤【地域資源情報公開システム事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間の円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。</li> </ul> <p>②④【支え合いの人づくり支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、多様な世代の参画の促進が必要となる。</li> </ul> <p>③【地域福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。</li> </ul> <p>④【学社連携推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。</li> <li>地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。</li> </ul> <p>⑤【社会福祉関係団体補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市社協ボランティアセンターではSNSによる情報発信を実施したが、若い世代の参加者への拡充につながっていない。</li> </ul>											

Do 成果	取組	<p>①⑤【地域資源情報公開システム事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。</li> <li>「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につなげるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。</li> <li>あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。</li> </ul> <p>②④【支え合いの人づくり支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域振興センターや市社協と連携し、「支え合いを育む人づくり支援事業」を活用していない市内の高校や大学に対して働きかけ等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。</li> </ul> <p>③【地域福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。</li> </ul> <p>④【学社連携推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>コミュニティ・スクールの導入に合わせ、コーディネーター未設置校にも順次配置するとともに地域課等との連携による学校支援を行う。また、地域学校協働活動に係る好事例の情報収集、学校現場との共有を図り、各学校の強みを生かした取組につながるよう支援する。</li> </ul> <p>⑤【社会福祉関係団体補助金】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が自分の暮らす地域の福祉課題に気付き、活動のきっかけとなる学びの場づくりや、SNSの活用や新たに催事場でボランティアセンターの活動PRを行うこと等により、様々な世代に向けた情報発信に引き続き取り組む。</li> </ul>											
	今後の取組	<p>①【地域福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉活動専門員の研修費の補助などを通じ、多様化・複合化した地域課題に対応できる専門性の向上に向けた支援を行う。</li> </ul> <p>②【民生児童委員関係事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との円滑な連携のための研修等を実施し、一部の研修については動画DVDの配付や平日夜間・土曜日に開催することにより、受講しやすい環境づくりに取り組んだ。</li> <li>身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、重層的支援の取組等の研修を行った。(研修回数 R4:8回、R5:8回、R6:7回)</li> </ul>											

Plan	展開方向	3 地域福祉を推進する人材の育成	目標数値		方向	基準値	目標	実績値					
		支援関係者と地域活動者の相互理解のための研修開催回数		↗	R2 0 回	12	-	10	13	10			
Do 成果	方向性	(1) 地域にかかわる専門職の研修の充実											
	取組	<p>①【地域福祉推進事業】(指標1-3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>より身近な地域での支え合い活動を推進する地域福祉の専門員として市社協に地域福祉活動専門員を配置し、専門性の向上に向けて研修を受講した。(研修参加延べ回数 R4:1,052回、R5:556回、R6:887回)</li> </ul> <p>②【民生児童委員関係事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との円滑な連携のための研修等を実施し、一部の研修については動画DVDの配付や平日夜間・土曜日に開催することにより、受講しやすい環境づくりに取り組んだ。</li> <li>身近な相談窓口となる民生児童委員に対して、関係機関との円滑な連携や社会的孤立に陥った人の早期把握に向け、全体研修などを通じて、重層的支援の取組等の研修を行った。(研修回数 R4:8回、R5:8回、R6:7回)</li> </ul>											
Check 課題	取組	<p>①【地域福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉活動専門員の専門性を高め、市社協と連携し、専門職等に地域住民と協働して地域課題の解決に取り組むことの意義を伝えていくが、各地区の地域課題解決の協議の場に専門職等の参画が得られていない。</li> </ul> <p>②【民生児童委員関係事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関との連携を意識した民生児童委員研修の充実を図るとともに、令和7年12月の民生児童委員の一斉改選に伴い、就労中の民生児童委員の増加も予想されることから、より一層研修を受講しやすい環境づくりが必要である。</li> </ul>											
	今後の取組	<p>①【地域福祉推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、地域福祉活動専門員の研修受講を進め、専門性を高めるとともに、市社協と連携し、地域づくりにおける多分野協働の必要性への理解を進め、各地区の地域福祉ネットワーク会議に各分野の専門職等の参画を図る。</li> </ul> <p>②【民生児童委員関係事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、研修を受講しやすい環境づくりに取り組む。</li> </ul>											

令和7年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

**基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり**



Plan	1	地域を支えるネットワークづくり										
	展開方向	目標数値	方向	基準値	目標	実績値						
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		地域において新たな地域福祉活動を実施した団体数(延べ)	↗	R2	1,080 団体	1,200	1,128	1,458	1,404	1,561		
	方向性	(1) 地域での話し合いの場づくり										
	取組	①市社協との連携により、市民が活動しやすいさまざまな圏域で、興味・関心に応じた「子育て」「高齢者等の見守り」などの多様なテーマを自主的、継続的に話し合う場の構築を支援する。 ②地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)										
	方向性	(2) 多様な主体による協働の取組の推進										
	取組	③市社協と連携し、地域住民や福祉専門職、事業所、当事者団体等の多様な活動主体に地域福祉ネットワーク会議への参画を促すとともに、地域ごとの課題や高齢者等の見守り、災害時要援護者支援等の全市共通課題の共有、解決に向け、多様な主体による協働の取組を推進する。 ④地域福祉推進協議会等により、地域福祉ネットワーク会議で提起された地域福祉活動の推進方策や複雑・複合化した個別課題の解決に向けた協議、検討を行う。										
Do 成果	①③【地域福祉推進事業】(指標2-1) ・6地区の地域福祉ネットワーク会議で地域住民や事業所、福祉専門職等が参画して地域課題の協議が行われ、中央地区では依存症回復施設が運営する喫茶店や地域の会館において、独居高齢者向けのふれあい喫茶の取組、小田地区では地域住民や地域の活動者による複合課題事例の検討会を通して、地域住民等と福祉専門職との関係構築・相互理解の取組が行われた。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・まちで活動したい人などの相談・交流の場となるプラットフォーム「みんなの相談室」や、市民と職員がフラットに話せる場「尼大ランチミーティング」などを開催した。また、「オープンキャンパス」では、市内にあるさまざまなスポットを会場に、体験と対話を通じて学びを深めた。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・地域福祉活動専門員(生活支援コーディネーター兼務)が中心となって開催する各地区地域福祉ネットワーク会議において、地域住民や地域包括支援センター、事業所等と住民同士の支え合いに関する協議を行い、小田地区では支え合い活動団体の立ち上げに向けた取組を実施した。また、地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーターが連携し、園田地区では令和5年度に新たに立ち上がった支え合い活動団体に対し、引き続き、伴走支援を行ったことで、活動を開始させることができた。											
	Check 課題	①③【地域福祉推進事業】 ・地域福祉ネットワーク会議において、子ども・子育てや障害者支援など、様々な分野の地域課題の共有・協議が行われるよう、引き続き、多様な支援団体・関係者の参画が必要となる。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・「みんなの相談室」、「みんなの談話室」の実施が偶数月に実施していたが、定期的に集まれる場として実施することも検討する。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・地域での活動に取り組む民間企業等とも連携しながら、多様な主体が地域課題等の洗い出し・解決策や必要となる取組等の検討を行っていく必要がある。										

目指す姿	方向	基準値	目標値(R8)	実績値					達成率	
				R3	R4	R5	R6	R7		R8
「困りごとを抱えている人に気づいたら何らかの行動をする(ほっとかない)」と考える人の割合	↗	R2	45 %	70	56.5	59.5	60.7	61.4		87.7%

Act 今後の取組	①③【地域福祉推進事業】 ・市社協と連携し、6地区の地域福祉ネットワーク会議に様々な分野の支援者の参画を進めるとともに、様々な地域づくりの好事例を共有することで、地域課題に応じた地域福祉活動の推進を図る。 ②【みんなの尼崎大学事業】 ・従前実施してきた、「みんなの相談室」、「みんなの談話室」、「ランチミーティング」を「オープンミーティング」として全市横断的に開催し、毎月意見交換を行う機会として実施する。 ④【生活支援サービス体制整備事業】 ・地域福祉活動専門員と就労的活動支援コーディネーター等が連携し、地域住民の主体的な活動を進めることに加え、それらの活動の補完や更なる推進を図るため、地域での活動に取り組む民間企業等有する知見等を活用するなど、住民参画・官民連携で支え合いに関する取組等を推進していく。
	委員意見



令和7年度 あまがさきし地域福祉計画(第4期) 評価・管理シート(令和6年度決算)

基本目標2 多様な主体の参画と協働による地域づくり



Plan	展開方向	2 地域での見守り・ささえあいの充実																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">目標数値</th> <th rowspan="2">方向</th> <th rowspan="2">基準値</th> <th rowspan="2">目標</th> <th colspan="5">実績値</th> </tr> <tr> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援者等見守り活動地域数</td> <td>↗</td> <td>R2 46 地区</td> <td>75</td> <td>49</td> <td>50</td> <td>50</td> <td>49</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	目標数値	方向	基準値	目標	実績値					R3	R4	R5	R6	R7	R8	要支援者等見守り活動地域数	↗	R2 46 地区	75	49	50	50	49		
	目標数値	方向					基準値	目標	実績値																		
			R3	R4	R5	R6			R7	R8																	
要支援者等見守り活動地域数	↗	R2 46 地区	75	49	50	50	49																				
方向性	(1) 多様な見守り・ささえあいの推進																										
取組	<p>①高齢者等の要支援者を対象とした訪問型の見守りや通い型の見守り等、重層的な見守り活動を進めるとともに、市社協と連携し、連協圏域に限定しない見守りを推進する。</p> <p>②子どもから高齢者まで、また、課題を抱えた当事者も含めて交流や活躍のできる多様な居場所づくりを進める。</p> <p>③市民活動団体と高校生・大学生等の福祉課題の解決に向けた協働による取組を支援することで、地域福祉活動の推進に取り組む。</p> <p>④地域資源情報を検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」の情報を活用し、活動を希望する人や事業者等の地域福祉活動への参画や新たな活動の立ち上げを支援する。(再掲)</p> <p>⑤地域学校協働本部や学習グループなど地域で活動するグループに福祉学習や地域福祉活動に関する情報を提供することで、地域課題の共有や地域福祉活動への理解を促進する。(再掲)</p>																										
方向性	(2) 社会貢献活動の推進																										
取組	⑥地域公益活動を実施していない社会福祉法人に対し、指導監査実施時に他法人の取組状況を踏まえた助言を行うことなどにより、地域公益活動の積極的な実施に向けた啓発や情報提供を行う。																										
Do 成果	①【高齢者等見守り安心事業】(指標2-2)	<p>・社会福祉連絡協議会(連協)圏域での新たな見守り活動実施地区の立ち上げに向け、見守り活動に関心ある避難行動要支援者名簿受領団体に働きかけを行ったほか、未実施地区の連協に見守り活動の支障となる内容や必要な支援内容の確認を進めた。また、地域の高齢者の見守りを希望する民間事業者との連携を促進するために、従来の見守り協定に加えて、令和6年度から開始している事業者登録制度について新たに4事業者が登録を行った。(登録済み事業者等 12団体)</p> <p>・地域振興センターや市社協と連携した学生等の活動支援により、学生等と地域住民による高齢者等への見守り活動が実施された。</p>																									
	②【ユース相談支援事業】	<p>・令和元年度の事業開始当初から年々利用者は上昇しており、事業申請件数は目標値に届かなかったものの、委託事業者によるアウトリーチ支援を実施したほか、当事者会を130回、家族交流会を6回、啓発事業を5回実施するなど、引き続き丁寧な支援を実施した。</p> <p>・関係部局や学識経験者を交えて具体的な支援手法に関する事例検討等を行うことで、関係部局間での連携強化や職員的能力向上に努めたほか、支援計画の明確化を図ることで効果的な支援を進めた。</p>																									
	②【認知症対策推進事業】	<p>・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が定められたことから、認知症の理解や地域での支え合いの意識醸成を目的に、新たに、認知症フォーラム(128人参加)を開催し、当事者による講話や活躍している写真展示を行うとともに、認知症のシンボルカラーによる尼崎城のライトアップや認知症介護者団体と連携して普及啓発活動などを実施した。また、認知症になっても安心して地域で生活できるよう、利用できるサービスや相談窓口等の情報提供のため、もの忘れあんしんガイドを百歳体操等で配布した。</p> <p>・認知症サポーター養成講座(養成講座)を市内の学校や事業者、百歳体操等の参加者への周知やオンライン開催を行うとともに、新たに市職員必須研修への位置づけなどを行い、1,360人(令和5年度2,247人)が受講した。</p> <p>・認知症サポーター(サポーター)や本人の活躍の場「チームオレンジ尼崎」のサポーターは、77人(令和5年度49人)となった。また、移動支援等のモデル事業を3件実施した他、サポーターと認知症の人やその家族とともに、顔見知りである方が支援・依頼しやすいとの声があったことから、顔の見える関係づくりを目的に、市内の認知症カフェ(18か所)や介護施設(3施設)にサポーターが訪問し、レクリエーション等を実施した。</p>																									
	③【支え合いの人づくり支援事業】	<p>・関西国際大学の学生や兵庫県立尼崎小田高等学校の生徒、地域住民が連携して行う要支援者への見守り活動において、引き続き学生等が活動しやすい環境を整えた。学生等は、地域住民の声に耳を傾け、孤立問題や支え合いの大切さを学んだ。</p>																									
	④【地域資源情報公開システム事業】	<p>・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯・学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当者会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。</p> <p>・あましえあ担当者会での意見を踏まえ、活用の幅が広がるよう、データのCSV出力が可能となる整備を行った。</p> <p>・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。</p> <p>・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。</p>																									
	⑤【学社連携推進事業】	<p>・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、新たに中学校10校にコーディネーターを配置した。また、令和4年度に「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰を受賞した尼崎北小学校の学校長及び学校運営協議会会長を講師に研修会を実施し、地域の歴史や伝統文化に着目しつつ、多様な地域団体等と連携・協力しながら実施した地域学校協働活動の好事例として、発信し横展開を図った。</p>																									
	⑥【児童福祉施設等指導監査等事業】	<p>・指導監査等実績件数(R7.3.31時点)</p> <p>保育所41件、保育所型認定こども園2件、母子生活支援施設1件、幼保連携型認定こども園11件、小規模保育事業A型31件、認可外保育施設26件</p>																									
	⑥【社会福祉法人指導監査等事業】	<p>・指導監査等対象件数実績(R7.3.31時点)</p> <p>社会福祉法人指導監査実施件数18件</p>																									

Check 課題	①【高齢者等見守り安心事業】	<p>・連協圏域での活動においては、活動者の担い手不足や高齢化等による負担感に加え、サロンでの見守りや地域独自で希望者に対して自宅訪問による見守り活動が行われていることから、連協圏域での新たな活動の開始に慎重になっており、令和6年度は新規地区の立ち上げには至っていない。更に、連協の解散等に伴い、見守り活動を行う見守りあんしん委員会も解散し、実施地区の数も減少している。</p>
	②【ユース相談支援事業】	<p>・保護者等が自ら支援を探し、本事業を知る機会があった方で、ひきこもり状態も比較的重篤でない対象者からの申請が多い。ひきこもり状態が重篤であるなど、支援を必要とする対象者に本事業について知ってもらう機会を増やしていく必要がある。</p>
Act 今後の取組	②【認知症対策推進事業】	<p>・認知症フォーラム等の認知症月間の取組を拡充するほか、新たに健診会場で、もの忘れあんしんガイドを配付するなど、より多くの人に認知症に興味・関心を持ってもらえるよう啓発活動を行うとともに、養成講座については、百歳体操等の集いの場に加え、商店街や商業施設等に受講の働きかけを行うことで、受講者増を目指す。</p> <p>・チームオレンジ尼崎サポーターが支援しやすく、認知症の人やその家族が依頼しやすいよう、サポーターと認知症の人等がマッチングできるイベント等を実施することで、サポーターと対象者との顔の見える関係づくりやより支援・依頼しやすい仕組みになるよう見直しを行い、支援者数を増やしていく。また、認知症の人や「高齢者生きがい就労事業(就労的活動支援コーディネーター)」、サポーターと連携し、新たに、モデル的に仕事をテーマとする認知症の人が参加できる居場所づくりを行う。</p>
	③【支え合いの人づくり支援事業】	<p>・見守りや独居高齢者等のごみ出しなど、地域住民が必要とする活動の立ち上げや継続には、引き続き、多様な世代の参画の促進が必要となる。</p>
委員意見	④【地域資源情報公開システム事業】	<p>・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするとともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。</p>
	⑤【学社連携推進事業】	<p>・小学校以外の学校種においては、コーディネーターを配置してから日が浅いため、コーディネーターを活用した活動事例がそれほど多くない。そのため、地域課等とも連携・協力しながら、効果的かつ具体的な活動例を検証・共有していく必要がある。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進には、行政による継続した伴走支援が必要である。</p>
委員意見	①【高齢者等見守り安心事業】	<p>・地域振興センターや市社協と連携し、見守り活動の未実施地区で活動に関心のある避難行動要支援者名簿受領団体への働きかけを行うとともに、事業者との見守り協定や登録による重層的な見守り体制を推進する。</p>
	②【ユース相談支援事業】	<p>・30歳以上のひきこもり支援を行うしごと・くらしサポートセンターと更なる連携を図り、広報を充実させるなど事業の利用促進を図ることで必要な支援につなげていく。</p>
委員意見	②【認知症対策推進事業】	<p>・認知症フォーラム等の認知症月間の取組を拡充するほか、新たに健診会場で、もの忘れあんしんガイドを配付するなど、より多くの人に認知症に興味・関心を持ってもらえるよう啓発活動を行うとともに、養成講座については、百歳体操等の集いの場に加え、商店街や商業施設等に受講の働きかけを行うことで、受講者増を目指す。</p> <p>・チームオレンジ尼崎サポーターが支援しやすく、認知症の人やその家族が依頼しやすいよう、サポーターと認知症の人等がマッチングできるイベント等を実施することで、サポーターと対象者との顔の見える関係づくりやより支援・依頼しやすい仕組みになるよう見直しを行い、支援者数を増やしていく。また、認知症の人や「高齢者生きがい就労事業(就労的活動支援コーディネーター)」、サポーターと連携し、新たに、モデル的に仕事をテーマとする認知症の人が参加できる居場所づくりを行う。</p>
	③【支え合いの人づくり支援事業】	<p>・引き続き、関係部局や市社協と連携し、学生等の活動希望に応じて協働先となる市民活動団体の紹介等を行い、学生と地域福祉活動に取り組む団体との協働の取組を支援していく。</p>
委員意見	④【地域資源情報公開システム事業】	<p>・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当者会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。</p> <p>・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につなげられるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。</p> <p>・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。</p>
	⑤【学社連携推進事業】	<p>・令和7年度に全市展開を目指すコミュニティ・スクールの導入に合わせて、市立学校全校にコーディネーターを配置する。また、地域・学校・行政が連携しながら、様々な地域学校協働活動の事例の検証・共有と更なる横展開を図り、これまでの活動の充実や新たな活動への着手など取組全体の底上げに取り組み、地域と学校のより良い関係づくりと地域のつながりづくりを目指す。</p>
委員意見	⑥【児童福祉施設等指導監査等事業】	<p>【社会福祉法人指導監査等事業】</p> <p>引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監査等を実施し、必要な指導助言を行う。</p>

基本目標3

誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



展開方向	1	包括的・総合的な相談支援の充実										
		目標数値		方向	基準値	目標	実績値					
						R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		支援会議におけるケース検討数	↗	R2	4 件	60	—	51	48	45		
方向性	(1) うけとめ・つなげる相談支援の推進											
取組	<p>①複雑・複合化した課題をうけとめ、支援関係者による円滑な支援体制を構築するために、次の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存の各分野の相談支援窓口間での連絡・調整のルール化と連携意識の醸成</li> <li>支援を拒否するケース等に対するアウトリーチ機能の充実</li> <li>多様な活動主体が支援に必要な情報を共有し、適切な役割分担のもと、当事者の状況や意向を尊重した包括的な支援を提供できる仕組みづくり</li> <li>本人同意がなくても支援関係者間で支援に必要な情報共有を可能とする、社会福祉法に位置付けられた「支援会議」等の効率的・効果的な実施</li> </ul>											
	<p>②生活困窮者の支援体制の充実により、ニーズに応じた自立支援の取組を進める。また、市社協や支援機関とも連携し、迅速かつ適切な支援に努める。</p> <p>③福祉的な課題を抱え非行や犯罪をした人の立ち直りを支援するために、刑事司法機関(保護観察所等)や地域生活定着支援センター等と連携し、特性に応じた支援や非行防止等の取組を進める。</p> <p>④市社協と連携し、見守りなどの地域のささえあい活動へのつなぎ等による長期的、継続的な伴走支援を行う。</p> <p>⑤居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。</p>											
成果	<p>①③④【重層的支援推進事業】(指標3-1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。</li> <li>相談支援を行う中で、外国籍住民が抱える課題を把握するとともに、「地域居住支援事業」による居住不安定者への入居後の生活支援等による家賃滞納の改善や「家計改善支援事業」による困窮世帯の家計の見える化、精神的な不調で外出困難者への医師の訪問・助言により、往診や支援方針の明確化につながる等、様々な支援機関との協働による伴走支援に取り組んだ。</li> <li>司法関係機関との再犯防止連携会議の開催や裁判所・弁護士会共催の勉強会への参画を通して、再犯防止に向けた支援策の共有等を行った。</li> <li>様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方策を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回、R6:45回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、教育機関・保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。</li> </ul> <p>①【ひきこもり等支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>42世帯47人に対してアウトリーチ支援を実施し、ひきこもり当事者の居場所(28回延べ324人参加)や家族交流会(6回延べ51人参加)を定期開催するとともに、ひきこもり等に関する理解や知識を深められるよう市民向けの啓発セミナー(1回開催 参加者62名)を開催した。</li> </ul> <p>①②【生活困窮者自立相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活困窮者自立相談支援事業では、複合的な課題を抱える相談者に対応するため、相談者に寄り添った伴走支援(訪問・同行支援)に努めて支援の充実を図った。</li> </ul> <p>⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替え等により募集を停止している市営住宅の空き室を活用した「REHUL事業」を通して、地域支援や居住支援を行う団体計23団体に、62戸の空き室を提供(令和7年3月末時点)し、市営住宅の自治会支援、地域コミュニティの形成及び居住支援などの取組を実施した。</li> </ul>											

目指す姿	方向	基準値		目標値(R8)	実績値					達成率		
		R3	R4		R5	R6	R7	R8				
「スムーズに支援の連携ができてい」と考えている支援関係者等の割合	↗	R2	民生31.5 保護司34.2 相談支援機関7.7	%	50	—	25.4 39.3 5.9	19.8 39.5 11.1	23.1 37.5 5.9			44.3%
成年後見制度利用にあたり、申立てから決定までに時間がかかると考えている福祉事業者の割合	↘	R2	61.5	%	31	—	88.2	61.1	58.8			52.7%

課題	<p>①③④【重層的支援推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。</li> <li>相談支援においては、ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等の様々な生きづらさを抱えた方が、地域社会で活動・交流する機会が少ないことや医療・介護・福祉の連携した支援につなげていないことが課題である。加えて、生活基盤である住居について、家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態に対する相談対応には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが求められること等、包括的な相談支援が必要となる。</li> <li>支援会議の実施には、課題の解きほぐしや、多分野多職種との支援機関・支援関係者との情報共有が求められることから、コーディネートを行う職員の体制整備や負担軽減、人材育成が課題となる。</li> </ul> <p>①【ひきこもり等支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>より多くの当事者をアウトリーチにつなげるために、継続的な広報等事例の早期把握に向けた地道な活動とともに、支援関係機関同士のネットワークの強化が必要である。</li> </ul> <p>①②【生活困窮者自立相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>家計管理の課題による家賃滞納や住居を失った状態の相談者への支援には、住まいに関する専門的な知見・ノウハウが必要である。</li> </ul> <p>⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「REHUL事業」は、建替え予定の住宅の空き室の利活用であることから、事業の期間が限定されており、現在のスキームでは、いずれ提供できる空き室がなくなることが明らかであることから検討が必要である。</li> </ul>										
	今後の取組	<p>①③④【重層的支援推進事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。</li> <li>ひきこもり状態や孤立する外国籍住民等が参加できる就農・販売体験や地域交流イベントを実施する「コミュニティファームにおける居場所づくり事業」に加え、境界知能や発達障害がわからないまま大人になる等で既存の制度の対象となりにくい方に対して、医療と介護・福祉の連携したアウトリーチ等を実施する「尼崎市医療・介護連携支援センター『あまつなぎ』の多世代対応に向けた拡充」を図る。</li> <li>支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報や安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。</li> </ul> <p>①【ひきこもり等支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の早期把握に向け、ホームページ・市報、啓発講座、各種会議等を通して様々な支援関係者に対して相談窓口や対応方法の周知を行うとともに、協議会を通じて支援のネットワークづくりの強化を進める。また、オンライン居場所など、ひきこもり当事者が支援につながりやすい環境の整備を検討する。</li> </ul> <p>①②【生活困窮者自立相談支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住まいに課題を抱える生活困窮者に対して、住まいに関する包括的な相談対応や入居物件・不動産業者の開拓等を行う住まい相談支援事業を実施するとともに、一時的な住まいの提供等を行う一時生活支援事業を実施することで「住まいの支援強化」を図り、包括的な相談支援の充実に取り組む。</li> </ul> <p>⑤【あまがさき住環境支援事業(リーフル)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子や高齢者など真に住宅を必要とする要配慮者が市営住宅に入居しやすくなるような方策について検討し、その実施に向けた取組を進める。</li> </ul>									
委員意見	<p>CHECK</p>										

**基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり**



Plan	展開方向	1 包括的・総合的な相談支援の充実
	方向性	(2) 就労・学習支援の充実
	取組	⑥関係機関と連携し、相談者の意欲・能力に応じた段階的な就労支援に取り組む。 ⑦発達障害や知的障害等が疑われる子どもについては、学習支援教室を含め適切な支援機関や各種事業につなげられるよう、関係機関と情報共有・連携強化を進める。
Do 成果	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・当該事業の主な対象者は直ちに一般就労に就くことが難しい生活困窮者等であり、早期に当該事業への登録を促し、就労に向けた基礎能力の形成を図り、就労につなげる必要がある。 ・令和6年度の登録者は63人(R5:79人)と前年度と比べて減少しているが、そのうち23人(R5:16人)は求職活動に移行、21人(R5:14人)が就労を開始し、求職活動への移行及び就労開始人数は前年度より増加している。	
	⑥【障害者就労支援事業】 ・委託就労支援機関で就労に関する各種支援を行い、37人が一般就労につながった。 ・障害者就労施設等の受注機会の拡大に向けて、施設の製品や役務等を紹介する専用ホームページ「ジョブリンクama」を活用し、共同受注の支援により、発注企業(10社・12件)から21施設への契約に結び付けた。また、市内販売「尼うえるフェア」を中心に物品等の販売会を計30回開催した。 ・就労支援ネットワーク会議では、就労移行支援事業所を中心に5回開催し、面接練習会や職場実習を行うことで、一般就労に向けた支援を行った。また、より効果的な会議運営に向けて、現状の課題や整理事項等についての意見交換を進めた。	
	⑦【不登校対策事業】 ・校内サポートルーム・エリア設置事業 モデル校14校(中学校8校と小学校6校)で同ルーム・エリアの整備及びその進捗について調査を行った。また、支援の充実を図るため、中学校17校と小学校22校に学習支援員を配置。これにより、学校現場においても、同ルーム・エリアの設置は、不登校の未然防止に効果的であるという認識が定着している。一方で、設置するにあたって、各学校に応じた適切な運営方法等を計画することに時間を要している。	
Check 課題	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・生活保護受給者の新規登録者が年々減少している(R4:12人、R5:11人、R6:7人)。	
	⑦【不登校対策事業】 ・不登校児童生徒の割合は低下したものの、全国的な傾向と同様に依然として高い割合で推移している。 ・校内サポートルーム・エリアを設置するにあたっては、各学校に応じた適切な運営方法等を計画することに時間を要している。	
	⑦【発達相談支援事業】 ・いくしあに入る相談のうち、子どもの発達に関する相談の割合が高い割合(16.6%)で継続しており、気になることや困りごとを抱える子どもやその保護者に対する支援が必要である。	
Act 今後の取組	⑥【生活困窮者等就労準備支援事業】 ・様々な理由により就労に向けた準備が整っていない生活困窮者等に対しては、一般就労に向けた基礎能力の形成を計画的に支援することが何よりも必要であるため、引き続き当該事業は実施していく。 ・組織的なケース検討による評価と支援方針に基づいた定期的な進捗確認は、一般就労の難しい支援対象者の掘り起こしに有用なため引き続き実施していくが、生活保護受給者の新規登録者が減少してきているため、支援対象者を当該事業へつなげるために、定期的な進捗確認の他にも有効な方法がないか検討を進める。	
	⑥【障害者就労支援事業】 ・就労選択支援事業が令和7年10月から円滑に開始できるよう、国からの情報収集に努めるとともに、事業者や特別支援学校等との関係機関との協議を早期に進め、相互の役割分担等のスキームを固めていく。	
	⑦【不登校対策事業】 ・校内サポートルーム・エリアの整備および機能拡充をさらに進める(R7年度は中学校9校と小学校15校を整備)。また、同ルーム・エリアにおける支援の充実を図るため、昨年度から7校増となる中学校17校と小学校29校に学習支援員の配置を行う。加えて、同ルーム・エリア設置、運営のためのガイドブックを作成し、学校現場での活用を図る。	
	委員意見	

Plan	展開方向	1 包括的・総合的な相談支援の充実
	方向性	(3) 相談支援を担う人材の育成
	取組	⑧地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。
Do 成果	⑧【重層的支援推進事業】 ・課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに市営住宅の家賃滞納者への対応方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し、事例検討等による連携意識醸成を図るとともに、関係部局や地域の支援者、福祉事業者等の庁外関係機関に対して、支援者向けの不当要求に関する対策や再犯防止を目的とした研修等を31回行った。	
	Check 課題	⑧【重層的支援推進事業】 ・課題が深刻化しないようにするための対象者の早期把握や支援策の検討には、多機関連携の必要性等について、様々な支援機関団体等に対して継続的に意識醸成を図る必要がある。
	Act 今後の取組	⑧【重層的支援推進事業】 ・重層的支援推進会議等を通じて庁内や庁外の関係機関と丁寧な意見交換を重ねる等して多機関連携の必要性などの継続的な意識醸成を図る。
	委員意見	



**基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり**



Plan	展開方向	2 権利擁護の推進	目標数値		方向	基準値	目標	実績値							
								R3	R4	R5	R6	R7	R8		
			市長申立案件における受任調整の実施割合		↗	R2	15.8 %	100	6.1	69.2	100.0	50.0			
Plan	方向性	(1) 成年後見制度の利用促進													
	取組	<p>①権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるコーディネート機能の充実や、複雑・複合化した課題解決に向けた関係機関との連携強化に取り組む。</p> <p>②成年後見等支援センター運営委員会等において、「家庭裁判所への申立前から後見人候補者を選任する受任調整」「後見人候補者の段階からの支援参加」による、市長申立から決定までの期間短縮や支援者の負担軽減等の運用改善に向けた協議、検討を行う。</p> <p>③さらなる市民後見人の養成等に向け、ICTを活用した養成研修や未活動の養成研修修了者等に対する知識・スキル向上に資する支援、市民後見人の必要経費の支弁等の検討を行う。</p> <p>④市社協や各地域振興センター、教育委員会と連携し、市民向けフォーラムの開催や各種研修会等での説明、各種関係機関からの啓発チラシの配布、SNSを活用した広報等、成年後見制度の周知に向けた啓発や情報提供を行う。</p>													
Do	成果	<p>①②③④【権利擁護推進事業】(指標3-2)</p> <p>・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職をはじめとした各関係機関、関係各課が参画する成年後見等支援センター運営委員会を2か月に1度開催し、支援者の顔の見える関係づくりを行う中で、令和6年度には、新たに支援拒否などにより対応が困難な事例のケース検討を行い、それぞれの立場において解決方法を検討するなど連携の強化を図った。</p> <p>・令和5年度の運営委員会での期間短縮に係る協議内容を受け、市長申立案件の事務処理方法を見直し、後見制度利用までの期間を短縮し、申立件数を5年度13件から6年度22件に伸ばした。また、報酬助成制度の事務処理を進め、助成決定の迅速化により、後見人等から、助成制度が利用しやすくなり、新たな受任もしやすくなったといった意見がきかれた。</p> <p>・市民後見人フォローアップ研修においては新たに家庭裁判所に講師としての参画依頼を行い、「家庭裁判所の後見監督について」をテーマとして研修を行うことで、市民後見人の後見業務の理解を深めた。また、後見人同士のネットワークの構築の一助となるよう開催した「後見人交流会」には市民後見人の参加も促した。そのほか、後見制度利用者の増加に備えた担い手確保の取組として、市民後見人の養成に加え、法人後見に関心を示す社会福祉法人や家庭裁判所と協議を進めた。</p> <p>・成年後見等支援センターにおいては、後見に係る診断書の作成に携わる医師向けに新たに出前講座を開催するとともに、市民向けの「権利擁護フォーラム」を開催したほか、パンフレット等の配布先として既存配布先に加え6医療機関拡充した。</p>													
	課題	<p>①②③④【権利擁護推進事業】</p> <p>・成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、より一層関係機関同士の連携を図る必要がある。</p> <p>・成年後見制度に対するニーズが増加する一方、限られたマンパワーの中で市長申立に関する申立てペースを落とさないために、制度利用までの期間短縮に向けた検討を引き続き進める必要がある。</p> <p>・将来を見据えた成年後見人等の担い手の確保に向けて、引き続き専門職団体と連携を図るとともに、市民後見人の活躍の機会の確保に向けた検討や法人後見実施に向けて、家庭裁判所等との協議や検討を進める必要がある。</p> <p>・成年後見制度に係るより多くの市民の理解を進めるため、周知啓発活動に継続して取り組む必要がある。</p>													
Act	今後の取組	<p>①②③④【権利擁護推進事業】</p> <p>・支援者同士の横のつながりづくりの場となっている成年後見等支援センター運営委員会を継続して実施する中で、対応困難ケースの事例を通して、より一層連携を図っていく。</p> <p>・引き続き、後見制度利用までの期間短縮に向けた検討を行うとともに、各専門職団体との連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。</p> <p>・各専門職団体との更なる連携、協議と法人後見の検討などにより持続可能な受任調整を進めていく。</p> <p>・引き続き成年後見制度のパンフレット等の配布先を拡充するなど、周知啓発を図っていく。</p>													
	委員意見														



Plan	展開方向	2 権利擁護の推進
	方向性	(2)人権侵害防止や差別解消の推進
Plan	取組	<p>⑤市が把握した人権侵害や差別事象について、課題的的確な把握に努めるとともに、適切なタイミングで支援が行えるよう支援体制の充実や関係機関との連携強化に取り組む。</p> <p>⑥「子どものための権利擁護委員会」を設置し、子どもの権利に関する救済や相談を受け付け、必要に応じて調査や関係者間の調整等を行い、制度の改善等が必要な場合は、関係機関等に対して提言等を行う。</p> <p>⑦地域における課題の早期把握、支援のネットワークの充実・強化に取り組むために、南部・北部保健福祉センター職員等の各支援関係者に対し、地域や関係機関との連携に資する研修等を継続的に実施する。(再掲)</p>
	方向性	(3)指導監督の充実
Do	取組	⑧引き続き、適切な福祉サービスの確保に向けて、市の関係各課が連携し指導監督等の充実を図るとともに、苦情解決体制の向上を図る。
	成果	<p>⑤【人権啓発事業】</p> <p>・人権についての市民等意識調査を実施し、市民および職員の人権に関する意識の変化等について把握・分析したところ、人権課題によっては、若年層に自己責任論を支持する回答が高い傾向が見られた(高齢者・障害のある人など)。</p> <p>・部落差別(同和問題)対応事例集を作成し、庁内に周知した。</p> <p>また、性的マイノリティのほか、事実婚も対象に加え、互いの子や親等の近親者も含めて受領証に名前等を記載する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へと拡充し、生活上の困り事への解消・対応を図った。</p> <p>⑥【子どものための権利擁護委員会運営事業】</p> <p>・令和6年度の新規相談件数は39件(令和5年度:47件、令和4年度33件)</p> <p>・子どもの意見表明を支援する「言うてえねん会議」を3回開催したほか、当委員会の愛称募集を行った。</p> <p>⑦【地域包括支援センター運営事業】</p> <p>・認知症地域支援推進員が中心となり、地域ケア会議での事例検討や認知症当事者の参画による講座を企画実施するとともに、若年性認知症の事例検討会を主催する等、多彩な活動を行った。</p> <p>⑧【児童福祉施設等指導監督等事業】</p> <p>・指導監督等実績件数(R7.3.31時点)</p> <p>保育所41件、保育所型認定こども園2件、母子生活支援施設1件、幼保連携型認定こども園11件、小規模保育事業A型31件、認可外保育施設26件</p> <p>⑨【社会福祉法人指導監督等事業】</p> <p>・指導監督等対象件数実績(R7.3.31時点)</p> <p>老人福祉施設等224件、障害者福祉施設等210件</p>
Check	課題	<p>⑤【人権啓発事業】</p> <p>・市民等意識調査の結果から、多様化する人権課題の解決には、人権についての正しい知識の取得と理解の促進に取り組む必要がある。</p> <p>・拡充したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、周知する必要がある。</p> <p>⑥【子どものための権利擁護委員会運営事業】</p> <p>・認知度向上や子どもを対象とした啓発、子どもの意見表明を支援する取組を今後も継続する必要がある。</p> <p>⑦【地域包括支援センター運営事業】</p> <p>・認知症高齢者の増加が見込まれる中、引き続き、専門職による支える力の向上や多職種の連携促進に向けた認知症施策の取組の充実が必要である。</p>
	今後の取組	<p>⑤【人権啓発事業】</p> <p>・市民等意識調査の分析結果を効果的に活用した啓発事業を実施する。また、令和7年6月からの制度実施に際しては、市報やホームページ、リーフレット等を活用し、制度と対象となる公的サービスについて効果的な周知に努める。</p> <p>⑥【子どものための権利擁護委員会運営事業】</p> <p>・委員会の愛称決定とともに、「言うてえねん会議」の継続開催と、アウトリーチによる子どもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発を行うことを検討する。</p> <p>・近年、いじめの認知件数や虐待の相談件数が増加傾向にあることから、学校現場からも独立した子どもの権利救済機関の必要性は非常に高いため、事業を継続して実施する。</p> <p>⑦【地域包括支援センター運営事業】</p> <p>・専門職員の対応力の向上や関係機関との連携を図れるよう、研修や交流会を通じて関係性を深めていく。</p> <p>認知症支援推進員部会において、サポーター活動を行う仕組みの検討や家族支援、認知症事業の周知・啓発に取り組んでいく。</p> <p>⑧【児童福祉施設等指導監督等事業】【社会福祉法人指導監督等事業】</p> <p>・引き続き、関係法令や施設設置基準等の国通知等及び市監査要綱に基づき、指導監督等を実施し、必要な指導助言を行う。</p>
委員意見		



基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



Plan	展開方向	3 情報・コミュニケーション支援の推進	目標数値		方向	基準値	目標	実績値					
							R3	R4	R5	R6	R7	R8	
		シニア情報ステーションの設置箇所数	↗	R2	150箇所	210	159	168	169	177			
Directionality	方向性	(1) 多様な手法による情報提供やコミュニケーション支援の充実											
	取組	<p>①「シニア情報ステーション」を活用し、福祉サービスや地域活動等に関する情報発信を進める。</p> <p>②高齢者や障害のある人、外国籍住民などが円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、障害特性や多言語に配慮した情報提供・意思疎通支援など情報・コミュニケーションの支援に取り組む。</p> <p>③市民や支援関係者等が、地域で活動する際の情報や支援に必要な情報を取得・利用できるよう、地域情報共有サイト「あましえあ」などを活用し、市民活動団体の取組や事業所情報の共有に取り組む。</p>											
Do	成果	<p>①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】(指標3-3)</p> <p>・シニア情報ステーション(ステーション)は、新たに銭湯やスポーツジム等に働きかけ、設置数が177か所(令和5年度169か所)となった。また、ステーションで配布するシニア元気アップパンフレットに、フレイルのセルフチェックができる質問票や各事業のフレイル対策の3要素の関連を掲載し、主体的な介護予防活動に向けた意識醸成を図った(パンフレット配布数約22,000部)。</p> <p>②【多文化共生社会推進事業】</p> <p>・外国人総合相談センターにおいて、日常における困りごとや在留資格の更新等のさまざまな悩みを気軽に相談できるワンストップ窓口として、運営を行っている。</p> <p>&lt;令和6年度実績&gt;外国人総合相談窓口相談実績:816回(延べ1,203件)、電話通訳:66件、テレビ通訳:216件</p> <p>また、庁内職員向け研修として「やさしい日本語講座&amp;実践編」を実施し、各窓口サービスの向上を図ったほか、各課からの依頼により、行政文書や事業チラシ等の多言語翻訳を行った。</p> <p>③【地域資源情報公開システム事業】</p> <p>・関係者の地域資源情報の登録、利用等を引き続きサポートし、情報共有が活発に行われるよう、各地域課、各支部社協、生涯・学習！推進課のメンバーで構成したあましえあ担当委員会にて操作説明会や意見交換等を行うとともに、マニュアル等の整備を行った。</p> <p>・「あましえあ」と「シニア元気アップパンフレット」との情報連動を行い、業務の効率化につなげた。</p> <p>・掲載している地域情報は適宜情報更新を行っており、それに加え、令和5年度から年に一度、登録情報の一斉更新を行うように改めた。</p>											
		Check	課題	<p>①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】</p> <p>・介護予防活動の普及啓発に向けては、高齢者の情報発信の拠点であるシニア情報ステーションの設置数を増やす必要がある。また、シニア元気アップパンフレットについては、高齢者等がより関心を持てるよう、市民や専門職等の声を聞きながら、より高齢者等が知りたい情報を掲載する必要がある。</p> <p>②【多文化共生社会推進事業】</p> <p>・外国籍住民の更なる増加が見込まれる中、日本人と外国籍住民が相互理解を深め、それぞれが共に暮らしやすい環境を作っていく必要がある。</p> <p>③【地域資源情報公開システム事業】</p> <p>・「あましえあ」は、市・市社協・地域活動の担い手などの関係者間における円滑な情報共有を可能にするともに、公営・民営を問わず、地域の交流や集いの場、相談窓口などの地域情報を掲載するサイトであることから、より効果的な運用を行っていく必要がある。</p>									
Act	今後の取組			<p>①【高齢者元気アップ活動情報発信等事業】</p> <p>・シニア情報ステーション設置数増に向け、高齢者が普段よく行く場所に加え、高齢者を親に持つ子世代から介護予防活動の問い合わせがあることから、新たに、世代を問わず来訪者数が多い商業施設等で設置できるよう働きかけを行っていくとともに、市民フレイルサポーターと連携し、新たに健診会場等でフレイル予防の啓発を行っていく。</p> <p>②【多文化共生社会推進事業】</p> <p>・外国人総合相談センターにおいて、ネパール語相談員の配置を週1回から週3回に拡充するほか、通訳タブレットを関係各課に12台増設(6台⇒18台)するなど、相談機能の強化を図る。</p> <p>③【地域資源情報公開システム事業】</p> <p>・地域資源の共有が円滑に進むよう、あましえあ担当委員会にて「あましえあ」の効果的な活用方法等の検討を行う。</p> <p>・「あまがさき共創DXプラン」に記載の「誰もが必要な情報を得て活動参画できる仕組みづくり」の1つとして、各主体が必要な社会資源等につなげられるよう、引き続き「あましえあ」の機能向上、周知等に努める。</p> <p>・あましえあの導入から5か年が経過することから、令和8年度向けに仕様書等を見直す。</p>									
		委員意見											



基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり



展開方向	4	要配慮者(災害時要援護者)支援の推進										
	目標数値	方向	基準値	目標	実績値							
	個別避難計画の策定率	↗	R2	-	%	100	-	-	6.6	45.7		
方向性	(1)要配慮者避難支援の充実											
取組	<p>①要支援者システムを活用した避難行動要支援者名簿の整備とともに、災害リスクの高い避難行動要支援者を把握し、自主防災会や市社協、福祉専門職と連携し、個別避難計画の段階的な作成を行う。</p> <p>②要配慮者支援体制の構築に向け、市と福祉専門職との災害時連携マニュアルを策定する。</p> <p>③災害情報を必要な地域、グループへ配信を行うことができる携帯電話網を活用した「防災情報伝達システム」を活用して支援関係者と連携し、要配慮者への確実な情報伝達に取り組む。</p> <p>④避難行動要支援者が安心して避難ができるよう、多様な避難先の確保と避難所運営等に係る具体的な手順を整理し、支援関係者や市民に共有する。</p>											
方向性	(2)地域防災力の向上											
取組	⑤市民が地域課題に関心をもち、その解決に取り組む意識を醸成するため、自治のまちづくりの拠点である各地域振興センター等において市民活動団体などと連携し、地域の福祉ニーズに応じたさまざまな学びの場づくりを進める。(再掲)											
成果	<p>①②③【災害時要援護者支援事業】(指標3-4)</p> <p>・市社協等と連携し、共助による避難支援を啓発し、新たに2つの社会福祉連絡協議会(連協)が名簿を受領(計27連協、19福祉協会)し、6団体で避難訓練等が行われた。関西国際大学と協働作成したパンフレットを活用し、市政出前講座等での自主的な計画作成の呼びかけや、災害リスクが高いと考えられる要支援者に直接働きかけ、新たに89人の計画を作成した。(計149人)</p> <p>・特別養護老人ホーム1施設を新たに福祉避難所へ指定した(計46施設)。「1.17は忘れない」地域防災訓練等で福祉避難所6施設と要配慮者の受け入れ情報伝達訓練を実施した。</p> <p>③④【地域の防災力向上事業費】</p> <p>・「1.17は忘れない」地域防災訓練では、各地区会場にて地域住民が、主体となり、消防団やPTAの方々に参加する中で、避難所内で起こりうる課題に対して、避難所運営訓練の一環で実施した。また、要配慮者に対するトリアージの実施、聞き取り体制の強化を目的とし、福祉避難所6施設と要配慮者の受け入れ情報伝達訓練を実施した。その他にもワークショップ形式で避難所運営訓練を実施、意見交換を通じて、考えるきっかけ作りを行った。</p> <p>・市内に75団体ある自主防災会に対して、県の助成事業の積極的な活用や出前講座、地域の防災訓練などを通じて地域の防災力の向上を目指す取組を進めた。</p> <p>・水防法の改正に伴い、新たに中小河川を含む洪水ハザードマップなどの整備を行ったほか、啓発情報面をさらに充実化させ、ホームページでの公表、出前講座での配布、地域の訓練など様々な機会を捉えた周知啓発を実施した。</p> <p>④【防災対策等事業】</p> <p>・特別養護老人ホーム1施設を新たに福祉避難所へ指定した(R6:46施設)。マニュアル作成等につながるよう防災総合訓練等での福祉避難所指定6施設を対象に被災状況報告から開設までの情報伝達訓練等を行った。</p> <p>⑤【地区学びと活動推進事業】</p> <p>・地域コミュニティの活性化に向け、地域の方々にとって関心が高く身近なテーマを入り口として地域活動の参加へとつなげることを目的に、全ての地域課において防災や多文化共生をテーマに地域の実情に即した事業を実施した。</p> <p>・地域発意の取組を増やしていくために、地域課主催のプラットフォームで実施日時の見直しなど、新規の参加者を増やす工夫を行った。</p>											

課題	<p>①②③【災害時要援護者支援事業】</p> <p>・地域住民や福祉専門職等の避難支援等関係者の担い手不足や負担感が課題となっており、引き続き、避難支援等関係者に過度な負担とならないよう関係者の意向に留意して取組を進める必要がある。</p> <p>・開設・運営訓練未実施の福祉避難所指定施設に対し、施設の実情に応じた開設・運営訓練を実施し、課題の整理・対策を進める必要がある。</p> <p>③④【地域の防災力向上事業費】</p> <p>・市内の外国籍住民が増加する中、災害時の避難方法、防災情報の入手方法などをはじめとした情報発信の多言語対応が課題となっている。</p> <p>・新たなハザードマップを周知するとともに、事前に家族や知人とマイ避難カード等を活用し、発災時の避難行動計画を考えてもらうきっかけ作りをする必要がある。</p> <p>・要配慮者向けに、より一層防災情報の周知を行えるように情報発信を行うとともに、平時から防災意識の向上に向けて、効果的な取組を行う必要がある。</p> <p>・防災活動が停滞している地域や防災意識が希薄な市民など、多様な主体に対する開拓や関わりに係る強化をどのように行っていか、改めて考えていく必要がある。</p> <p>④【防災対策事業】</p> <p>・開設・運営訓練未実施の福祉避難所指定施設に対し、施設の実情に応じた開設・運営訓練を実施し、課題の整理・対策を進める必要がある。</p> <p>⑤【地区学びと活動推進事業】</p> <p>・テーマ型の活動が増えつつある中、地縁型の活動者が減少している状況が継続しており、テーマ型の活動者を地縁型の活動につなげ、支援する取組がより一層必要である。</p> <p>・エリア分析の活用は、市民活動の参加者を増やすきっかけづくりに効果的であり、より効率的・効果的な分析手法の導入などに取り組むとともに、地域課間で好事例を共有するなど横展開を行う必要がある。</p>
	<p>①②③【災害時要援護者支援事業】</p> <p>・地域での災害時要援護者支援への協力意向のある連協等への支援を進めるほか、避難支援体制づくりに向けた啓発等の取組や避難支援等関係者と連携して段階的に計画作成に取り組む。</p> <p>③④【地域の防災力向上事業費】</p> <p>・市内の大学やPTAなど多様な主体への参加を促し、多面的な観点から啓発ができるよう各地域振興センターが持つつながりを共有・連携し、取組を進めていく。</p> <p>・やさしい日本語による啓発媒体の作成、ハザードマップの多言語版等の整備のほか、点字・音声版のハザードマップの作成を行い、外国籍住民をはじめとした要配慮者が避難場所等の情報を取得できるよう、防災情報の多言語対応等を進めていく。また、関係部局と連携し、出前講座や各種イベント等のあらゆる機会を通じて、それらの活用についても啓発を行う中で、平時から要配慮者や外国籍住民等の防災意識の向上に努める。</p> <p>・新たなハザードマップや更新を進める誘導板を活用した防災意識の啓発を図り、ハザードマップの全戸配布を確実に実施する。また、国、県、市が進めている河川、防潮堤などのインフラ整備の取組状況等について、広く市民に周知する。</p> <p>④【防災対策等事業】</p> <p>・福祉避難所指定施設のマニュアル作成支援を進めるとともに、指定施設への情報伝達や多様な要支援者を想定した開設・運営訓練に取り組む。</p> <p>⑤【地区学びと活動推進事業】</p> <p>・課題となっている地縁型の活動の活性化に向け単位福祉協会の加入促進へつなげる取組を行うとともに、防災をはじめとした全市民的な課題や地域特性に応じた課題それぞれをテーマとした取組を推進することで、引き続き、テーマ型と地縁型の活動が協働した取組の生まれる状況を目指す。</p>
今後の取組	<p>委員意見</p>

**基本目標3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり**



Plan	5	安全・安心に暮らす取組の推進													
	展開方向	目標数値			方向	基準値	目標	実績値							
							R3	R4	R5	R6	R7	R8			
		支援会議における支援件数			↗	R2	4	件	60	14	51	48	45		
Plan	方向性	(1)住宅確保要配慮者支援等の推進													
	取組	<p>①居住支援の充実を図るために、庁内連携による情報共有の強化により、支援機関や支援関係者に対し、必要な情報提供を行う。(再掲)</p> <p>②民間団体・事業者等と連携した居住支援策の検討等や、賃貸住宅オーナーへの啓発・PRによる高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進を図る。</p> <p>③高齢期の生活支援の充実や利便性の向上に向け、市営住宅の建替で創出した余剰地を活用し、地域状況に応じた福祉施設、生活利便施設等の導入を図る。</p>													
Do	成果	<p>①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】</p> <p>① 民間団体・事業者等による住宅と福祉等の各方面からの幅広い居住支援について</p> <p>(1) 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの促進のための新たな仕組みづくりを進めるため、居住支援法人との協議を行った。(住宅政策課)</p> <p>(2) 「地域居住支援事業」による居住不安定者への住居確保や入居後の見守り等により家賃滞納が改善した。(重層的支援推進担当)</p> <p>② 関係する支援機関や民生児童委員等への情報提供の充実について</p> <p>(1) 地域福祉計画庁内推進会議や、地域福祉推進協議会において、関係課における住宅確保要配慮者に対する課題や、寄せられた相談内容等の情報を共有している。</p> <p>(2) 障害者グループホームの利用(空き)状況の公表をしている。(155ホーム(令和7年3月時点:原則2か月毎に更新))(障害福祉政策担当)</p> <p>(3) 課題を抱えた世帯の早期把握と包括的な支援の推進に向け、新たに住宅管理担当と滞納者情報の共有方針を整理したほか、53の関係部・課長で構成する重層的支援推進会議を4回開催し事例検討等による連携意識醸成を図った。(重層的支援推進担当)</p> <p>①【重層的支援推進事業】(指標3-5)</p> <p>・様々な支援機関や支援者が参画し、多角的な視点でのアセスメントによる支援方策を協議する支援会議(R4:51回、R5:48回、R6:45回)を実施し、ケース検討目標数は達成していないものの、住宅関係や動物愛護センター等の福祉部局以外や、教育機関・保護観察所等の多様な支援者の参画を得て支援の検討を行った。</p> <p>②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】</p> <p>・居住支援団体や行政等関係機関が参加する居住支援団体研修会において、先進事例について学びながら、より良い連携方法の構築を図るための意見交換を行った。</p> <p>③【市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入】</p> <p>・市営宮ノ北住宅の余剰地の一部について、有料老人ホームの整備に向け、事業者の選定を行った。</p> <p>・市営時友住宅及び宮ノ北住宅の余剰地の一部への生活利便施設等の導入に向けて検討を進めていく。</p>													
	課題	<p>①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】</p> <p>①民間団体・事業者等による住宅と福祉等の各方面からの幅広い居住支援について</p> <p>(1) 新たな仕組みづくりを進めるにあたり、関係課それぞれにおいて関係機関と連携し、具体的な運用方法を整理する必要がある。</p> <p>②関係する支援機関や民生児童委員等への情報提供の充実について</p> <p>(1) 関係機関への情報提供の手法に関しては検討が必要である。</p> <p>(2) 障害者の住まいに関する情報提供については、居住支援機能を担う「リレくらしサポートセンター」において、グループホームの利用(空き)状況の把握と発信を行っているが、民間賃貸住宅に関する情報は把握していないため、十分な対応とはなっていない。(障害福祉政策担当)</p> <p>①【重層的支援推進事業】</p> <p>・支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報等を安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。</p> <p>②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】</p> <p>・事業の認知度が低い。</p> <p>・要件の一つである「耐震性能を有すること」を満たすことができず、登録に至らない物件が多くある。</p> <p>・セーフティネット住宅の登録数は増えているが、実態は大手賃貸住宅事業者の一社登録により登録数が伸びており、他の賃貸住宅事業者に対しても登録してもらえるよう働きかけることが必要である。</p>													

Act	今後の取組	<p>①【住宅確保要配慮者の居住の安定の確保】</p> <p>①民間団体・事業者等による住宅と福祉等の各方面からの幅広い居住支援について</p> <p>(1) 住宅セーフティネット法の改正により、令和7年度の秋頃に、居住支援法人等が大家と連携して「日常の安否確認・見守り」や「生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎ」を行う住宅(=居住サポート住宅)の認定制度が創設される予定であり、庁内での連携を進めていく必要がある。</p> <p>②関係する支援機関や民生児童委員等への情報提供の充実について</p> <p>(1) 引き続き、既存の会議体での情報共有を行っていくとともに、関係機関への情報提供の手法について検討していく。</p> <p>(2) 「住まいと暮らしのための計画」の取組(方向性6(1)③:高齢者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及)と連携し、障害のある人が入居しやすい民間賃貸住宅の情報提供(紹介)が行えるよう、検討を進めていく。(障害福祉政策担当)</p> <p>(3) 庁内推進会議等を通じて関係機関と情報共有を図る。(重層的支援推進担当)</p> <p>①【重層的支援推進事業】</p> <p>・支援会議におけるケース検討数の増加に向けて、保健福祉センター内での複雑・複合化したケースの情報を共有する取組みや個人情報等を安全かつ効率的に共有する重層的支援システムを活用して、会議の開催に向けた事務を効率的に進め、職員の負担軽減等につなげていく。</p> <p>②【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業】</p> <p>・幅広くセーフティネット住宅の登録してもらえるように、賃貸住宅事業者に対して働きかけていく。</p> <p>③【市営住宅の建替えにおける余剰地の活用による社会福祉施設等の導入】</p> <p>・市営住宅の建替えの検討に合わせて、関係部局と調整を図りながら、民間事業者の意向把握を行い、高齢者福祉施設や生活利便施設等の導入の可能性について検討していく。</p>
	委員意見	

Plan	展開方向	5	安全・安心に暮らす取組の推進									
	方向性	(2)地域での防犯対策等の推進										
Do	取組	④高齢者の見守り活動等のさまざまな地域の活動と連携し、防犯意識を高める啓発活動や各世代に応じた消費者教育等を行う。										
	成果	<p>④【街頭犯罪防止等事業】</p> <p>・特殊詐欺対策として、県自動通話録音電話機普及促進事業を活用し、満65歳以上の高齢者を対象に補助事業を実施した(940人)。</p> <p>また、警察や協力金融機関等と実施しているATM前警戒パトロールなどの取り組みでは、計8件の被害を防いだ。</p>										
Check	課題	<p>④【街頭犯罪防止等事業】</p> <p>・市内の特殊詐欺認知件数は減少したものの、被害総額は依然として増加傾向にあり、被害の約7割が固定電話を介していることから、固定電話への詐欺対策が必要である。</p>										
	今後の取組	<p>④【街頭犯罪防止等事業】</p> <p>・特殊詐欺対策として、市政出前講座やサマセシ等、市民への啓発活動の機会を活用し特殊詐欺対策を含めて防犯意識の向上を図る。</p>										
	委員意見											